Ⅲ　福祉のまちづくりの推進

　　大阪府福祉のまちづくり条例の的確な運用や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく認定制度の活用を促進し、住宅や施設、都市施設を高齢者や障がい者が安心して利用できるまちづくりを推進します。

　　具体的には、大阪府福祉のまちづくり条例により基準適合義務・努力対象建築物となる共同住宅、寄宿舎、老人ホーム以外の建築物もバリアフリー化された施設が適切に利用・維持管理されるように、所有者や民間事業者等へ働きかけていきます。

　　バリアフリー法の基本方針に基づき、平成32年度までに１日あたりの乗降客数が3,000人以上の全駅舎のバリアフリー化をめざし、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。また、転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう情報提供・助言を行うともに、設置を働きかけます。

　　また、バリアフリー法に基づき、駅や特に公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の移動等円滑化のため、市町村による基本構想の作成を推進し、高齢者や障がい者が参画した構想作成のための協議会の運営等の取組を促進します。さらに、基本構想を作成している市町村に対しても、継続的な見直しを行うよう働きかけを行います。

　　高齢者や障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけ、施設を利用することができるよう、店舗等の建築物や駅、道路、公園などの都市施設を探し、選びやすくするため大阪府のホームページでの情報提供を促進するとともに、点字メニューや筆談具の備え付けの普及など、施設のバリアフリー性能を補うソフト面での対応の必要性について、民間業界団体等との意見交換や勉強会等を実施します。

また、大阪府福祉のまちづくり条例に関する指導啓発を行うとともに、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催により競技会場等に適用する世界水準のバリアフリー基準などに関連し、国において改定されるバリアフリー法建築設計標準や公共交通移動等円滑化ガイドラインなどを考慮し、必要に応じて大阪府福祉のまちづくり条例の基準等の見直しを行います。

（具体的な施策）

○共同住宅、寄宿舎、老人ホームなどバリアフリー化された施設が適切に利用・維持管理させるように、所有者や民間事業者等への働きかけを行います。

○鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業の促進を働きかけます。

○転落防止設備として効果の高い可動式ホーム柵については、鉄道事業者が円滑に事業を進められるよう情報提供・助言を行うとともに、設置を働きかけます。

○バリアフリー法に基づき、市町村による基本構想の作成の促進と継続的な見直しの実施を働きかけます。

○高齢者や障がい者が参画した構想作成のための協議会の運営等の取組の促進を行います

○施設のバリアフリー性能を補うソフト面での対応の必要性について、民間業界団体等との意見交換や勉強会等を実施します。

　○大阪府福祉のまちづくり条例に関する指導・啓発を行います。

○バリアフリー法建築設計標準や公共交通移動等円滑化ガイドラインの改定に応じた大阪府福祉のまちづくり条例の基準等の見直しを検討します。

○大阪府のホームページ上において、府内全域の鉄道駅・地下街や市町村が作成している「バリアフリーマップ」などのバリアフリー情報の提供を行います。